

輪之内町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	輪之内町教育委員会
任命権者	輪之内町教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用における課題	輪之内町教育委員会については、職員総数が40人未満の小規模な機関であり、職員は輪之内町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、これまで障がい者に限定した独自の職員の募集・採用は行っていない。これまで大きな問題が生じたこともなく、組織的な体制整備は特段必要ない状況である。
目標	
①採用に関する目標	職員は輪之内町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3ヶ月以内に選任する。また、選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合は、労働局等が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がいを持つ職員に対し相談先を周知する
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的に面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、意向調査等において、職場環境などへの必要な配慮等の有無について把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
その他	
<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	